



〒 541-0026
大阪市中央区内本町2-4-7
大阪U2ビル 4階
ビューローベリタスジャパン(株)
政府指定検査・国際貿易検査事業部
TEL (06) 4790-7035
FAX (06) 4790-7060

2020年2月

パキスタン向け船積前検査のご案内

1. 検査範囲 :

当該中古建機が輸出者殿からの申告書通り本来の機能を有し、パキスタンに輸入された後も通常のメンテナンスが行われれば今後5年間程度は本来の機能を発揮できそうか否かを判断する為の検査で、簡単な動作試験を含みます。

2. 成果品 :

Pre-Shipment Inspection Certificate 又は Life Span Certificate : 1通 又は 1通/台

3. 検査料金 :

同一日時在同一場所で行われる検査を1件とし、1件あたりの検査料金は検査対象建機の台数により以下の通りとなります。

Unit	Fee (A)	Fee (B)	Unit	Fee (A)	Fee (B)
1	¥50,000	¥50,000	11	¥80,000	¥100,000
2	¥53,000	¥55,000	12	¥83,000	¥105,000
3	¥56,000	¥60,000	13	¥86,000	¥110,000
4	¥59,000	¥65,000	14	¥89,000	¥115,000
5	¥62,000	¥70,000	15	¥92,000	¥120,000
6	¥65,000	¥75,000	16	¥95,000	¥125,000
7	¥68,000	¥80,000	17	¥98,000	¥130,000
8	¥71,000	¥85,000	18	¥101,000	¥135,000
9	¥74,000	¥90,000	19	¥104,000	¥140,000
10	¥77,000	¥95,000	20	¥107,000	¥145,000

* 別途消費税がかかります。

Fee (A) : 検査証明書を1通発行する場合の料金 (複数建機を1枚に載せる場合)

Fee (B) : 検査証明書を各建機ごとに1通ずつ発行する場合の料金

* 1. 京浜・名古屋・阪神港(含堺泉北)以外の港での検査の場合には交通経費が加算されます。

* 2. 検査証発行後のご訂正料金は1通につき ¥3,000.- がかかります。

4. ご提出書類 :

検査に際しましては以下の書類をご提出願います。

- (1) Request For GTS ITD Inspection
- (2) Declaration of Used Vehicle / Machinery from the shipper (各車両ごとに一枚)
- (3) Proforma Invoice & Packing List (中古機械建機)
検査前: 輸出予定届出証明書(Export Certificate)等のコピー : 中古車両建機
検査後: 輸出予定届出証明書(Export Certificate)のオリジナル: 中古車両建機
(陸運局への登録対象車両のみ。)
- (4) 検査料金お支払い者の方の名刺、又はカタログ(初回のみ)



〒 541-0026
大阪市中央区内本町2-4-7
大阪U2ビル 4階
ビューローベリタスジャパン(株)
政府指定検査・国際貿易検査事業部
TEL (06) 4790-7035
FAX (06) 4790-7060

(5) 中古車両でEuro2 emission standard 記載が必要な方は該当車両建機のTest report

検査終了後、ご請求書を発行いたします。ご入金が確認できましたら、また、輸出予定届出証明書(Export Certificate)のオリジナルが届きましたら、検査証を発行し、発送させていただきます。

5. 検査方法 :

- (1) 先ず検査に必要な書類のチェックを行います。
- (2) 証明書への記載が要求されている事項につきましては、先ず輸出者殿から「Declaration of Used Vehicle / Machinery from the shipper」にて現物の状況を申告して頂き、それに基づいて弊社検査員が確認を行うことを原則とします。
- (3) Good Running Conditionであるか否か等は弊社検査員が判断致します。たとえ、書類上には問題がなくても、弊社検査の時点でエンジンが起動しなかったり、安全な使用に悪影響を及ぼすと考えられる欠陥が発見された場合にはGood Running Conditionとは、判定されません。また、弊社検査員が重機や機械を操作することは一切ございませんので、必ず操作できる方の立会いをお願い致します。
- (4) 基本機能の不備(ライト、パワーウィンドウ、ワイパー等の電気系統も含む)や大きなダメージや割れ(ガラスのひび、パネルの穴、ステップの欠損等)も不合格の要因となります。

6. ご注意事項 :

- (1) 検査対象建機は可能な限り1箇所に集めて、他の車両と識別し易いように集めて下さい。
- (2) 標準装備品以外の貨物は排除をお願いすることがあります。
- (3) 検査員はエンジンを起動させて作動検査を実施します。バッテリーにもご注意下さい。
- (4) 検査員は建機ごとに数枚の写真を撮ります。
- (5) 必要書類は、輸出者殿が希望される検査日の5稼働日前までに揃うようにご提出ください。
- (6) 検査場所は当該建機の積荷港とします。
- (7) 京浜港、名古屋港、阪神港(含堺泉北)以外の港での検査の場合には交通経費が加算されます。
- (8) 請求書を受領されましたら、速やかにお支払くださいますようお願い致します。
- (9) 検査の結果が「不合格」となっても料金は同料金お支払い頂きます。また再検査も通常の検査料金を請求いたしますので、検査前には不合格がないよう十分注意してください。
- (10) 車両建機の場合、エンジンに関してEURO II Emission Standardsに適合しているかの確認は弊社ではいたしかねますので、事前にTest report の提出がない場合は、検査証にEURO II Emission Standardsについて記載はできません。(但し、必要であればJAPAN Emission Standardsと記載させていただきます。)
- (11) 要求事項に合わない場合が発生した時、弊社社員に過度・不当な圧力を与えない様お願い致します。

草々

ビューローベリタスジャパン(株)
政府指定検査・国際貿易検査事業部